

消費税の取扱いについて

平成 31 年 4 月 1 日以降に契約する町営建設工事の消費税については、

- ・引渡日が平成 31 年 9 月 30 日以前 8%
- ・引渡日が平成 31 年 10 月 1 日以降 10%

の税率を適用します。

本工事においては、引渡日が平成 31 年 10 月 1 日以降となることから、消費税及び地方消費税の税率は「10%」を適用します。

入札に参加する場合は、条件付一般競争入札心得（指名競争入札の場合は指名競争入札心得）の「1 入札書記載金額(1)」を以下のように読み替えてください。

1 入札書記載金額

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

※注意

入札書に記載する金額は、これまでと同様に「税抜金額」となります。